

Title	日本語に於ける四字熟語化に関する研究：中古・中世の土地所有語彙を軸として
Sub Title	
Author	鄭, 艶飛(Zheng, Yanfei)
Publisher	慶應義塾大学日本語・日本文化教育センター
Publication year	2021
Jtitle	日本語と日本語教育 No.49 (2021. 3) ,p.129- 148
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	博士論文要旨
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00189695-20210300-0129

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日本語に於ける四字熟語化に関する研究

—中古・中世の土地所有語彙を軸として—

鄭 艶 飛

1. はじめに

1.1 本研究の目的

本稿は、漢語受容史研究の一環として、中古・中世の日本語、特に土地所有漢語における四字熟語に関する研究である。

本稿における四字熟語とは、「漢字四字を連接させて一語として用いられる語」をいう。これらの四字熟語は日本人の言語表現において好んで用いられ、重要な役割を果たしている語群である。しかし、一口に四字熟語と言っても、中国古典においてすでに四字熟語として機能していた語もあれば、日本側で新たに作り出されたものもあり、さらに、それが使用される過程で意味が添加されたり、変化したりするケース、また、同音の別の漢字に置き換わったりするなどの多様な変化が観察される。

本稿は、漢語の四字熟語について、土地所有の意味分野に注目して、構成成分としての二字漢語の問題を検討しつつ、四字熟語の生成過程、語順構造、意味・用法、漢字表記等の諸問題を考察したものである。

1.2 土地所有語彙体系の仮設

土地所有語彙の意味領域は、土地・所領、それをめぐる税・調・庸、官職、また、土地所領をめぐる人間同士の関係、行為等を指すものとする。

土地所有に関する語彙のうち、主に漢語に注目して、仮設的に体系化を試みた。分類にあたっては、『分類語彙表 増補版』の方法を援用した。

語の選定は、以下の辞典（１）と（２）によって行った。また、語の意味用法の確認のために、適宜他の国語及び歴史辞書も参考した。

（１）遠藤元男編（1972）『日本社会経済史用語辞典』朝倉書店

（２）阿部猛編（1997）『莊園史用語辞典』東京堂出版

以上の作業で得られた語彙体系から本論で研究対象とする四字熟語を抽出すると、163語が得られる。土地所有漢語における四字熟語に関する主要な問題としては、生成原理の問題、語順構成の問題、意味・用法の変遷の問題、漢字表記の変遷の問題等の問題が挙げられる。これらの問題を多角的に考察し得るという見通しの立つ語を選び出す際、たとえば、「守護大名」「太政官符」「太閤検地」のように、特定の時代における所有制度を物語るような、歴史用語の役割しか担っていないものは考察から除外することが望ましいと考えた。すなわち、日本語の語彙の中で、より一般的に用いられる可能性をもつ語を選定した。以下、「一所懸命」「一円進止」「進退領掌」の考察過程を紹介する。

2. 「一所懸命」の四字熟語化についての考察

2.1 「一所懸命」研究の論点

本来は土地所有に関する語でありながら、時代とともに、その意味が失われ、他の意味に転じて変化した語が数多くある。その著名な例の一つとして、「一所懸命」があり、「一所懸命」については既にいくつかの先行研究が公にされている。

「一所懸命」は、「一所」と「懸命」の二つの二字漢語が結びついて四字熟語となったものである。それぞれの「一所」も「懸命」も、古くから中国の文献に用例が見られる。しかしながら、調べた限りでは、漢籍及び漢訳仏典¹には、四字熟語「一所懸命」の用例は見当たらない。すなわち、「一所懸命」は、中国から受容した既存の二字漢語「一所」と「懸命」からできた、いわゆる「和製の四字熟語」と言えそうである。

「一所懸命」自体を考察した論文としては、まず鈴木（1983）、鈴木（1991）がある。鈴木（1983）は、「一所」と「懸命」をそれぞれに分析し、「一所懸命」から「一生懸命」に語義と語形が変化した経緯について考察している。また近年、鳴海（2006）は、「一所」が中国から受容され、日本において〈行動をともにする〉という意味で使用されるまでの意味の変遷と副詞用法を獲得するまでの経緯とを分析し、鳴海（2008）は、江戸時代後期から明治時代までを対象とし、「一所」は空間的な意味を喪失し、それとともに「一緒」という新しい表記を獲得した過程について考察している。また、鳴海（2007）は、時代順に「一所懸命」を分析することを通して、なぜどのように「一所懸命」が「一生懸命」へと変化したかということを、「一所懸命」が副詞用法を獲得した過程を軸にして分析を加えた。

鈴木・鳴海両氏の分析においては、「一所」「一所懸命」の受容と語義語形の変化を記述する点では同様であるが、見解が異なる部分も見られる。たとえば、「一所」の変遷について、鈴木（1991）の分析では、「一所懸命」の意味が変化し、さらに「一生懸命」へと語形変化することは、「一所」が意味変化し、さらに「一緒」へと語形変化することと対応した変化であると分析するのに対し、鳴海は「一所」の意味変化は「一所」の内部の問題であり、「一所懸命」の変化と同列に論じるべきではないという。このように、両氏の研究を通じて、「一所」「一所懸命」の変遷が概ね明らかになったが、疑問はまだ残る。

まず、「一所」「懸命」それぞれの変化と「一所懸命」の変化との間には、どのような関係があるかについて、さらに究明する必要がある。「一所」についての研究は幾分詳しい考察がなされているが、「懸命」の変遷についての分析はほとんどされていない。「懸命」の変遷について、漢籍だけではなく、漢訳仏典も含め、いつ受容されどのように変遷してきたかを検討することが「一所懸命」の成立にとって不可欠な観点であろう。

先行研究においては、主として、「一所懸命」から「一生懸命」へ変化する

る過程に注意が向けられてきた。ここでは、そもそも「一所」と「懸命」とが、それぞれ、いつ、どのように日本語に受容されて変容していったかという軌跡をたどり、このプロセスを踏まえて、「一所懸命」という四字熟語をめぐる未解決の点を中心に検討を加えたい。

2.2 「一所」について

「一所」は古くから漢籍、漢訳仏典に用例が多く見られる。まず、漢籍では、〈ある特定の一つの所〉〈同じ場所〉〈一箇所〉、そして〈場所を数える単位〉、すなわち数量詞、という意味がある。漢訳仏典においては、「一所（一処）」の用例が多く見られ、基本的に漢籍同様の意味で用いられる。

日本の文献においては、上代からすでに『日本書紀』『出雲国風土記』に用例が見られる。上代では、「一所」は〈一箇所〉、もしくは〈特定の一箇所〉〈同じ場所〉〈土地、建物を数える単位〉、という意味で使われていた。上代において、「一所」は漢籍本来の意味のまま日本に受容され、使われていたことが知られる。

「東京大学史料編纂所データベース」を検索すると、「一所」は、「奈良時代古文書」では16の文書に現れるが、『平安遺文』では113の文書に現れる。この113の文書を分析した結果、平安時代においても、上代と同様に、〈一箇所〉〈同じ所〉〈場所を数える単位〉など、基本的に漢籍本来の意味を保っていると言える。しかしながら、「一所に参る」「一所に臥して聞く」「一所にゆるぎあふ」のように、「一所+に+動詞」の形で、「同じ場所に動詞」という用法で使われるようになったのは上代と違う点である。

(1) 三四の君は、一所に臥して、聞て、「世の中は、あわれなるものにこそ有けれ」(『落窪物語』巻3・191頁11行)

中世になると、「一所」の例がさらに増え、文学作品、特に筆記物語において目立つようになる。中世において、「一所」は〈一箇所〉〈同じ場所〉、助数詞等の意味で使われつつ、「一所にぞ納めける」「一所に並る」「一所に籠居る」のように、「一所+に+動詞」という形で、〈同じ場所〉という

意味で使われる例が多くなる。古文書・古記録においても、平安時代よりさらに頻繁に見られるようになる。

(2) 波多野次郎頸共持て帰て、内裏へ参、此由を奏しければ、実檢に及ずとてかへされけり。さしも父恋奉りければとて、円覚寺へ送て、一所にぞ納めける。(『保元物語』下・157頁9行)

時代が下るにつれ、同じ「一所+に+動詞」の用法に変化が起きる。調査対象とする文献を文学作品以外に広げてみても、やはり鳴海(2006)の得た結論と一致することが確認できた。

(3) この経、書写は終りたる。供養を遂げぬは、この度一所に生れて、供養をせむとなり。(『とはすがたり』巻3・141頁5行)

「一所にきりふせたる」「一所に生まれる」「一所に(死ぬ)」など、同じ「一所+に+動詞」の形であるが、後続する動詞は前出の「納める」「並べる」「籠居る」とは異なり、場所との関わりが前代ほど緊密ではない動詞が多く現れるようになる。ただし、このような現象はある時間を境にはっきりと分けられるものではなく、あくまでも大きな流れの中での傾向である。

〈複数の人が同じ場所で同じ動作をする〉という意味で「一所+に+動詞」という形で使われるうちに、この用法がさらに変化し、場所の意味が次第に希薄化し、〈複数の人が同じ動作をする〉という意味になったのではないかと考えられる。『南北朝遺文』に収録された古文書においては、「一所」と表記し、〈一箇所〉の意を表すものもあるが、「一所に」という形で、〈複数の人が同じ場所で、ある何かをする〉あるいは〈二人以上の人が同じことをする〉の例が多くなる。

2.3 「懸命」について

「懸命」は漢籍において、『後漢書』にすでに見られ、〈～に命を託す〉〈命に危険が迫っている状態〉の意味で用いられる。仏典においても、漢籍と同じように使われる。

日本文献では、「懸命」のもっとも早い用例は、次の『日本書紀』の1例であると思われる。

(4) 調賦使者国家之所貴重。而私議之所輕賤。行李者百姓之所懸命。(『日本書紀』卷19、欽明天皇21(560)年9月)

ここでは、「懸命」は〈人・物に命を託す〉という意味で使われている。

しかし、平安時代の「懸命」の例は、文学作品のみならず、文書や記録にも見出せなかった。

ただし、仮名文において、「命を懸く」「命に懸く」という形で、〈人・天・物事に命を託す〉という意味を表す例が見られる。

(5) 此の御中ども疎なるにあらず、いかゞ命を懸け給へるやうなり、(『宇津保物語』国譲下・240頁9行)

(6) 人やりならず、生ける心地もし侍らねど、その後も、「かやうにや」と、待つに命を懸け侍つる。(『狭衣物語』卷3・322頁10行)

次いで、「懸命」が文献上に姿を現すようになるのは、鎌倉時代になってからのことである。それは、『古事談』の「一所懸命」という形で用いられる例である。それ以降、軍記物語、文書、記録を中心に、「懸命」の例が見られるようになる。

(7) 又被仰云、倩案此事、汝ハ雖無件庄一所、全不可事闕、彼ハ只一所懸命之由聞食之、任道理令裁許者、不弁子細、武士若腹黒ナトヤ出来センスラン、ト思テ猶予也、只件所ヲ避テヨカシト思也云云(『古事談』卷1・95頁)

得られた例を分析すると、中世においては、「懸命」は土地と関連し、〈土地に命を懸ける〉という用法がほとんどであり、〈(土地・人・物事に)命を懸ける〉の意味で用いられていた。これは平安仮名文の「命を人・物事に懸く」の意味用法を継ぐものである。

2.4 「一所懸命」の成立まで

調査範囲では、「一所懸命」の最も早い用例は前掲の『古事談』のようで

ある。内容を詳しくみると、六条顕季は元来所領に富んでいて、この一所がなくとも事欠かないが、源義光は他に領すべく土地を持たない点で余裕がなく力争していることなので、もし理があるということで顕季に賜ったならば、顕季は義光の怨を買っていつかその害に遭うかも知れないと、院が裁決を下さなかったという。

これを見ると、「一所懸命」の「一所」は〈その（当該）一箇所〉、すなわち〈ある特定の所〉を強調している。つまり、「一所懸命」は〈ある特定の一箇所のために命を懸ける〉と理解できる。

筆者自身で採取した例（＊印を付す）を含め、「一所懸命」の用例は19例得られた。

(8) 「な嘆き給ひそ。父もうたれ給ひぬ。誰かは助けおはしません。兄達も皆きられたまひぬ。情をもかけ給ふべき守殿は敵なれば、今は定て、一所懸命の領地もよもあらじ」(古活字本『保元物語』下・382頁下・18行)

(9) ＊且依浴朝恩。於譜代相伝私領、一所懸命他者不可有相違者哉(矢嶋正忠等連署契状案・矢嶋文書『南北朝遺文』関東編巻4・2659・正平10(1355)年7月7日)

これらの例を分析すると、「一所懸命地」の意味変化により、本来「ある特定の一箇所だけの所領」、すなわち「譜代相伝の本領」と強調する働きを持っていた「一所」が、次第に「一箇所だけ」の意味を失い、単に「所領」の意味となった。

さらに、「一所懸命の地」という用法において、強調する働きを失った「一所」と「地」が両方とも「所領」を指すことになったとすれば、「一所懸命の地」は重複して冗長な感じを与えるようになる。このように、「一所」は次第に場所の概念を失い、形骸化することによって、「一所懸命の地」が「懸命の地」と略されることになったのではないかと考えられる。一方では、〈命を懸けて所領を守る〉の意の前半部分、すなわち〈命を懸ける〉は残され、その抽象的意味だけが用いられるようになり、現在の意

味で用いられるようになったと思われる。

2.5 まとめ

四字熟語化の一般的傾向からして、「一所」と「懸命」とがともに用いられており、互いに結合して生成した過程をとるものと予想していたが、実は、今回の調査結果を見ると、「懸命の地」から「一所懸命の地」となったのではなく、「一所」の意味の希薄化に伴い、「一所」が脱落して「懸命の地」と略された流れの方が自然のように見える。少なくとも実際の文献に登場する用例から見るかぎりでは、「一所懸命」の初例である『古事談』以前に「懸命」が単独で使用された例は見えず、上のように推論することは蓋然性が高いものと見なしうるのである。

「一所」の意味の形骸化は近世以降「一所懸命」が「一生懸命」へと変化する一つの要因でもあると考えられる。「一所」が形骸化し、「懸命」も中世荘園制度の解体に伴い、「一所懸命の地」のような、〈命を懸ける〉ほどの意味を失い、〈全力を尽くして努力する、必死〉という意味になる。〈命を懸けて頑張る〉と〈全力を尽くして頑張る〉との違いは元々曖昧で、はっきりとした境界線がなく、意味をどちらかに特定するのは困難であろう。

3. 「一円進止」と「進退領掌」の四字熟語化についての考察

3.1 「進退」「進止」研究の論点

「進退」「進止」はともに、平安鎌倉時代における土地所有を表す言葉として、極めて重要な語である。このことは、歴史学・法制史学の分野において、石井良助らの考察がある。

「進止」「進退」の両語は、歴史学・法制史学、また日本語語彙史の分野においては、同義の言葉として一括して論ぜられることが一般的であり、その意味用法の違いについて指摘しているものは見られない²。

しかし、この両語について、具体例に即して仔細にその用法を観察する

と、こういった従来の扱い方には疑問も存する。その一つに、平安時代中期から、「進退」は「進退領掌」として四字熟語として用いることが目立つようになり、「進止」は鎌倉時代中期から、「一円進止」と四字熟語として用いる例が増加することがある。

従来の研究では、同義的なものとして扱われてきた両語が、なぜこのような異なる四字熟語を形成するようになったのか。ここでは、土地所有語彙研究の観点から、「進止」「進退」の意味、用法の異なりを解明していきたい。

3.2 中国の文献に見られる「進止」「進退」

「進止」「進退」は、中国の古典に用例が多く見られ、漢籍、仏典の双方について、中国文献の例をできるだけ広く調査してみた結果、中国古典文の中で、「進止」「進退」が〈進むことと止まること、軍勢を動かすこと〉〈立ち振る舞い、拳動〉〈身を引いて退くことと進んでそれに就くこと〉の意であり、土地所有に関する意味で用いられる例を見出すことはできなかった。これら土地所有のキーワードともいえる重要な漢語は、いわゆる和化漢語の一つと考えられ、文字列として中国古典文（漢文）に見られるものの、意味は日本側で変化したものと推定される。

3.3 日本における「進止」「進退」の先行研究

「進止」「進退」についての議論は、主に歴史学・法制史学の分野で行われてきた。土地の支配に関する語としては、「進止」「進退」を同義としたうえで、「知行」「領掌」「領知」などの語と併せて論ぜられることが多い。法制史分野では、従来は、進止・進退と知行とを比較するにとどまり、「進止」と「進退」の違いは論じられていないことが知られる。一方、日本語の語彙史研究においても、両語について述べているものがある。佐藤(1979)は、早くに両語に着目し、「進止」には〈支配〉という意味を持つと述べた上で、

こういう意味で「進止」という語を用いるのは古代から行われたと考えられるが、これは、進めたり止めたりするという意から支配するという意味になるので、「進退」も、今は、進むか退くかという意味に用いるが、古くは、進めるか退けるかという意に用い、転じて、支配する、処分する という意味に用いられたのと同じである。

と指摘しておられる。

このように、「進止」「進退」は、歴史学・法制史学の分野においても、また、日本語語彙史研究の分野においても注目されているが、あくまで同義の語として扱われており、両者の意味用法の相違について論じられているものは、管見の限り、見られないようである。なお、語彙史研究では、「一円進止」「進退領掌」を一つのまとまり（＝四字熟語）と認めて論じているものも見当らなかった。

3.4 「一円進止」と「進退領掌」の四字熟語化とその意味用法

3.4.1 「一円進止」の四字熟語化とその意味用法

「進止」がいつから土地所有に関する意味で用いられるようになったのかについて、梅田（1990）は、「進退・進止は、知行とともに平安期以降、律令制の崩壊に進行して次第に一般化してくる概念である」と述べている。

では、「一円進止」は、いつ、どのようにして四字熟語となったのか。「一円進止」の形成過程と意味を探るべく、古文書を中心に調査した。その結果、「一円進止」は『鎌倉遺文』に54例みえる。鎌倉中期（1255年の文書が今回の調査範囲の中では初例）に最も早い用例が見られ、1280年代に入ってから盛んに使われるようになったと見られる。一方、「一円進退」は原則として現れない。

（10）所謂、山領御坂村田藺等者、為法持聖人開発、千手観音之仏性灯油料田之間、於寺家一円進止、自往古至于今、寺務寺之处、能饗以為隣山、号庄内、致非分濫妨云々、此条豈可然乎（後深草天皇宣旨・筑前大悲王院

文書『鎌倉遺文』7855・建長7（1255）年）

（11）宗真不叙用度々国宣、寄事於左右、抑留若干所当之条、云国命違背之造意、云仏物已用之所犯、不可被滅、仍於宗真領作之下地者、為寺家一円進止、向後不可有牢籠由、可令下知給、（備前国々宣・備前金山寺文書『鎌倉遺文』16517・弘安11（1288）年）

「一円」「進止」についての先行研究をそれぞれ見ると、「一円」について、蔣（1992）では、その変遷について述べている。それによると、「一円」は平安時代の末頃から〈完全・すべて〉という意で名詞として使われはじめ、中世の終わり頃まで荘園をめぐる、他の語と結びついて頻繁に使われた。その間に、〈一元的に支配する（土地）〉のような意味が生まれ、さらに、副詞的用法ができ、程度副詞から陳述副詞へと発展した。江戸時代以降、副詞用法が次第に衰退し、現在では、〈有る地域全体〉の意味で名詞として用いられるのみである。

「進止」については、先掲の佐藤（1979）の短い解説があるくらいで、他は辞典類に取り上げられるに過ぎない。日本史の分野においては、中田（1938）が、

第一に所当（年貢、公事）が独立に土地と同じく知行の目的となされたこと、第二に或る土地の下地（真の土地）と所当とが各別の権利者に属する場合に於ては、其土地の一円知行（進止）が欠くるものと見做されたこと、（以下略）

と述べている。

以上の先行研究を整理すると、「一円進止」は下地の進止と上分（年貢、公事等）の進止を合わせ呼ぶ場合に用いられる言葉であることが知られる。よって、「一円進止」の意味は、〈（下地と上分を）一元的に支配する（こと）〉と解することができよう。

3.4.2 「進退領掌」の四字熟語化とその意味用法

「進退領掌」は平安中期の延長3(925)年に最初の用例が見られ、『平安遺文』に34例、『鎌倉遺文』に328例と急激に増加する。一方、「進止領掌」は原則として見られない。

(12) 今俄被致如此非理妨之条有何故乎、若枉理有相博之变改者、如本庄内公田各戸主等、可進退領掌歟、乞也衙察状、任道理被返牒者、此彼共永可令停止両方牢筆矣、以牒、(伊勢太神宮司牒案・東寺百合文書テ『平安遺文』222・延長3(925)年)

(13) 右、件治田元者、外孫私領也、而父母相共得處分之後、進退領掌之間、敢無他妨、爰直依有急用、限上件直物、相副次第証文等、永所沽渡進於内宮清酒作内人字治末恒也、仍為後代 新立券文、以辞、(部直永田地売券写・伊勢光明寺文書『鎌倉遺文』3961・寛喜2(1230)年)

まず、四字熟語形成までの「進退」「領掌」それぞれの意味用法を見てみたい。「進退」は、奈良時代に既に多くの例を見るが、土地所有に関する意味で用いられるのは、平安時代に入ってからである。梅田(1990)によると、「進退」が土地所有で用いられる最初の用例は延長3(925)年の例である。それ以降、「進退」は平安鎌倉時代を通して使用される。

語彙史研究の分野では、浅野(1984)が、時代順に「領掌」の表記の変容、「領状」「領承」との関係、さらに表記の変容と意味との関連を中心に詳細に分析しておられる。浅野(1984)によると、古文書だけで見る場合、「領掌」は鎌倉時代まで専ら「土地を領有する」という意味で使われるという。

先行研究から、「進退領掌」の意味について、〈領有して支配する〉以上の細かなニュアンスを認めることは難しいようである。

3.5 「一円進止」「進退領掌」の形成過程

以上の意味特徴を踏まえて、本章の解決しようとする問題、すなわち、「一円進止」と四字熟語化するが、「一円進退」とならず、「進退領掌」と

四字熟語化するが、「進止領掌」とならない要因に迫ってみたい。

まず、「進止」の意味用法について仔細に観察してみると、古文書においては、「進止」は、「領家進止（64）」「国司進止（433）」「社家進止（6890）」「国衙一円進止（19331）」「本所一円進止（20383）」「地頭一円進止（26888）」（以上『鎌倉遺文』、括弧内は文書番号）のように、主語を常に強調している用法が看取される（「寺家」「地頭」といった主体は表示されているが、対象は必ずしも提示されないことである）。この用法は、誰がその所領に対する支配権を持っているか（支配権の帰属）が重要で、対象より主体のほうを常に強調する必要があったためであると考えられる。一方、「一円」について、「一円進止」のほかに、『日国』に出現する中世までの「一円」に関連する語を見てみると、「一円所務」「一円地」「一円知行」「一円領知」「一円所領」「地作一円」等の語があるが、これらの語の意味記述では、それぞれ「一円」に「一元的」「排他的」というような説明を与えており、従って、「一円」には、〈一元的・排他的〉という共通の意義特徴を抽出することが可能なようである。

このような分析を踏まえ、用例に即して整理してみると、「一円進止」は〈一つの土地の上に、進止者が一元的に支配する〉という意味に解することができよう。

つまり、「一円」と「進止」は、両者とも、〈一元的・排他的〉、すなわち、一つの領地において複数の支配者が許されない意味合いを含んでおり、その意義特徴を共有する点で、双方が引き合い、四字熟語として結びつくことになったと考えられるのである。

次に、「進退領掌」の例をさらに分析することから、意味用法を帰納してみたい。

用例を見ると、「進退領掌」は、「相伝」「私領」「無他妨」等とセットで用いられることの多いことに気付かされる。すなわち、〈妨げなくその土地を支配する〉というように用いられることが多いようである。相伝私領

の場合、先祖代々相伝する私領であるゆえ、その土地に関する処分権を持ち得る。そうなればすなわち、その土地を自由に、思うままに支配できるのである。「進退」が〈心のままに取り扱うこと。意のままにすること〉という意味をもっていることを考え合わせると、「進退」と「領掌」には、ともに、〈妨げなく、思うままに〉という共通の意義特徴を認めることができそうであり、この点において双方が引き合い、四字熟語として定着するようになったのではないかと考えられるのである。

では、何故「進止」は「一元」の下に、「進退」は「領掌」の上に来て、その逆の語順とならなかったのであろうか。先述のとおり、「進止」「進退」の類義語に、「知行」「領掌」「領知」等がある。これらの語の相互関係はどのようにあるのか、その四字熟語化の傾向性を観察するために、『平安遺文』と『鎌倉遺文』を調査した。その結果、これらの類義語の間では、並置して四字熟語として用いられる語もあれば、用いられない語もある。さらに、前項成分になりやすい語と、後項成分になりやすい語が存するようである。たとえば「知行領掌」は『平安遺文』に3例、『鎌倉遺文』に62例見られるのに対し、「領掌知行」は『鎌倉遺文』に6例見られるのみである。「進退領知」は『平安遺文』に5例、『鎌倉遺文』に42例見られるのに対し、「領知進退」は『鎌倉遺文』に2例見られるのみである。四字熟語を生成する際、「知行」は「領掌」より、「進退」は「領知」より前項成分になりやすいことが判る。この点に着目して、前項になりやすい語から後項になりやすい語を並べると、以下のようになろう。

〔前項になりやすい語〕 ←→ 〔後項になりやすい語〕

一元 ←→ 進退 ←→ 知行 ←→ 領掌 ←→ 領知 ←→ 進止

この順序を見ると、「進退」は前項成分になりやすいのに対し「進止」は後項成分になりやすいことが分かる。「一元進止」「進退領掌」の語順は、右の傾向を反映していると考えられるのである。

また、「一元」と「進止」、「進退」と「領掌」は、構造的に見てどのよう

な関係にあるのかについても、確認しておくこととする。まず、「一円進止」と「進退領掌」の品詞性について見てみたい。

中世では、「一円」には、「一円地」「一円領」のように、名詞を修飾する用法と、「一円知行」のように、動詞を修飾する用法、「可令一円」のように動詞として用いられる用法等のあることが蔣(1992)によって指摘されており、今回の調査でも概ねこれは追認できるところである。この三つの用法のうち、「一円進止」は、どれに該当するのであろうか、検討を加えてみたい。まず、「一円進止」は、これを主語や目的語として動詞をとることはなく、「進止」を名詞ととらえ、これを「一円」が修飾した用法(つまり「一円の進止」と解すること)とは考えがたい。次に、動詞の用法の、「可令一円」といった表現は、元来「可令一円+動詞(知行等)」であったものが省略されたものと考えられ、中世に臨時的に出現した用法と見られる。したがって、「一円進止」の「一円」を動詞と考えることも難しいように思われる。そこで、修飾用法となる可能性としては、「一円(に)進止(す)」というように副詞的に修飾するという見方と、「一円(を)進止(す)」と目的語として理解する場合の、二通りの構造が考えられる。このように、用法の可能性を絞っていく根拠となる「一円にもつへし」(『南北朝遺文』 関東編巻3・2053・観応2(1351)年)、「寺家一円^レ可令知行給也」(『大徳寺文書』162124・応安3(1370)年)、のような例があることから、前者の連用修飾の用法であると考えた方がよいだろう。ただし、このような少数の事例をもって他の例もおしなべて同様に解釈してよいかについてはなお検討の余地があるところであり、現段階では断定は避けた。しかし、いずれにせよ、「一円」は「進止」に被さる成分であることに変わりなく、「一円→進止」という語順であることは首肯されよう。

「進退領掌」も同様に、副詞的に「進退(に)領掌(す)」と解釈するか、動詞を重ねて「進退(して)領掌(す)」と見るかの、二通りの可能性が考えられるが、仮名文書に「一向に進退領掌すへきよし」(『鎌倉遺文』5217・

嘉禎4(1238)年)のようにあるため、「進退(して)領掌(す)」と考えた方が妥当であろう。「進退領掌」が「領掌進退」とならない原因については、妥当とすべき理由が見つからなかったため、ここでは推測にとどめたいが、一つに、「進退」は〈思うままに、自由に〉の意味を持っているため、連用修飾の機能を含有し、「領掌」に対して修飾してゆくような働きを帯びたものであろう。また一つに、「進退」が多義的であり、意味の誤解を回避するために、「領掌」を以て意味を補強しているとも考えられる。この現象は、「譜代相伝」「濫妨狼藉」等の四字熟語にも見られる。「領掌進退」は『鎌倉遺文』に2例現れるが、このように臨時的には出現するものの、この語順が定着しなかった理由はこのような事情によるものと考えられる³。

3.6 まとめ

以上をまとめると、すなわち、「一円進止」においては、「進止」は主体を強調する用法が主で、権力の帰属に焦点を当てており、「一円」と同様に、〈一元的・排他的〉という意味を持っている。「進退領掌」においては、「進退」「領掌」ともに、〈思うままに〉の意味合いを持ち、支配が私に属することに焦点を当てている、等の可能性が考えられる。よって、「進止」は「一円」と結びつくようになり、「進退」は「領掌」と並置されるようになった。つまり、〈土地を支配する〉意味を持つという点では同じでありながら、「進止」「進退」には、このような異なりがあったと考えられるのである。

そして、構文上、「下地と上分のまとまり」あるいは、「複数の所領のまとまり」を内容とする「一円」は、〈完全に、一つのまとまり〉の意で用いられ、〈支配〉の意を持つ「進止」の目的語として、「進止」に被り、「一円進止」と四字熟語をなす。

「進退」は「領掌」と同様に動詞として働き、両者は並列関係と思われるが、「進退」には〈思うままに、自由に〉という形容動詞的用法が存す

るため、「領掌」に対して、修飾していくような働きを帯びることになったのではないかと思われる。

4. おわりに

本稿は、土地所有語彙における四字熟語をいくつか取り上げ、それぞれをめぐる構成成分である二字漢語の受容過程、生成原理、四字熟語の語順構成、意味用法、漢字表記の諸問題を考察した。

まず、「一所懸命」を取り上げて考察を加えた。今日「一生懸命」として定着しているこの四字熟語は日本側で作られたもので、元来は「一所懸命」と表記され、〈ある特定の一箇所に命を懸ける〉という意味の土地所有に関する漢語であった。時代が下るにつれ、一般語彙化して土地所有に関わりなく用いられるようになったのである。この章では、「一所」と「懸命」相互の結合について、従来十分明らかでなかった点について考察を加えた。すなわち、四字熟語化の一般的傾向からして、「一所」と「懸命」とがともに頻用される環境を前提として、互いに結合して生成した過程をとるものと予想されるところであるが、実際に調査結果を見ると、「懸命の地」から「一所懸命の地」となったのではなく、「一所懸命の地」の指す所領が「(当該の一箇所たる) 相伝所領」から「本領・新恩地をとわず、生活の基盤となる所領」へと変化し、「一所」の強調作用が形骸化してしまったことにより、「一所」の意味が稀薄になりこれが脱落して「懸命の地」と略されたものであることが分かった。一方、「一所懸命」は、抽象的意味のみ残され、現在の意味で用いられる「一生懸命」へと変化した。

次に、「進止」「進退」の両語が形成する四字熟語をめぐる諸問題を考察した。「進退」と「進止」とはこれまでの歴史学では同義であると説かれてきたが、「一円進止」と「進退領掌」はともに中世文書の中で頻用されるものの、「一円進退」と「進止領掌」の熟語構成は原則として認められない。この点に注目してさらに検討を加えた結果、以下のようなことが判っ

た。まず、「一円進止」においては、「進止」は主体を強調する用法が主で、権力の帰属に焦点を当てており、「一円」と同様に、「一元的・排他的」という意味を持っている。「進退領掌」においては、「進退」「領掌」ともに、「思うままに」の意味合いを持ち、支配が私に属することに焦点を当てて用いられているのである。よって、それぞれ、より近似した意味を持つ熟語同士が結合することとなり、「進止」は「一円」と結びつくようになり、「進退」は「領掌」と並置されるようになった。そして、構文上、「一円」は「進止」の連用修飾語として、「進止」に被る成分となり、「一円進止」と四字熟語をなす。「進退」は「領掌」と同様に動詞として働き、両者は並列関係であるが、「進退」が〈思うままに、自由に〉の意味を持っているため、「領掌」に対して、修飾していくような働きを帯びることになったと思われる。

合わせて博士論文においては、「譜代相伝」「相伝譜代」「ランボウ狼藉(籍)」などの土地所有語彙についても考察を行ったが、本稿では割愛とする。

如上のように、本稿は日本漢語における四字熟語の問題について、土地所有語彙を軸として、文献資料に内在する問題を発掘し、調査分析を行ったものである。すなわち、冒頭で述べた四字熟語の生成原理に関する問題、語順構成に関する問題、意味用法の変遷に関する問題、漢字表記の変遷に関する問題の四点である。

四字熟語に関する問題はこのほかにも多く存するであろう。今後は、こういった具体的事例を一つ一つ調査してゆきながら、研究課題の完成を目指したいと考えている。

注

- 1 本稿では、漢籍、仏典の検索は「台湾中央研究院漢籍電子文獻」「国学宝典」「大正新修大蔵経データベース」を主に使用し、適宜「全秦詩」「全唐詩」等を使用した。日本古典文学作品の検索は、主に『日本古典文学大系』（岩波書店、1957～1967）のデータベースを使用した。

- 特筆しない場合、出典は日本古典文学大系（以下、大系）である。古文書の検索は主に「東京大学史料編纂所」のデータベースを用いた。『南北朝遺文』については手作業で用例を探した。
- 梅田（1990）は、「領掌や領知と並置されるのは進退に限られている。広い意味での処分と関連で用いられる場合以外においても、一般に進退が領掌と並置される例は非常に多い。その点では、進退と進止はいささか語感を異にしていたようである」との指摘のみはされている。また同論文の注において、「ただし、進止と領掌が並置されることは全くなかった訳ではなく、(154)（梅田の用例）はその唯一の例である。」との記述もある。ただし、梅田は、「進止」「進退」は具体的 にどのように異なるかは明らかにされているわけではない。
 - また、梅田（1990）の見解を前提に考える場合、使用・収益を意味する「進退」と私的処分権を意味する「領掌」とを並べる際、支配権の程度が軽いものから重いものへと並び、「進退領掌」となったとも考えられる。

参考文献

- 浅野敏彦（1984）「漢語の変容—領掌の場合—」（『同志社国文学』24）同志社大学国文学会
- 浅見和彦・伊東玉美〔ほか〕編（2010）『新注古事談』笠間書院
- 石井進〔ほか〕校注（1972）『中世政治社会思想・上』（日本思想大系 21）岩波書店
- 石井良助（1974）『法制史』（体系日本叢書四）山川出版社
- 梅田康夫（1990）「平安時代の進止・進退について」（『金沢法学』32、1・2）金沢大学
- 延慶本注釈の会（2005）『延慶本平家物語全注釈』汲古書院
- 北原保雄、小川栄一編（1990）『延慶本平家物語』勉誠社
- 阪倉篤義（1983）「語彙史を目指して—私の語彙論」（宮地裕編『日本語学』特集テーマ別ファイル (3) 語彙 I』）明治書院
- 佐々木宗雄（1977）「鎌倉時代の進止・知行について」（『文化史学』33）文化史学会
- 佐藤喜代治（1979）『日本の漢語』角川書店
- 佐藤進一、池内義資編（1969）『中世法制史料集』岩波書店
- 島津忠夫編（2006～2008）『延慶本平家物語』（大東急記念文庫善本叢刊）汲古書院
- 朱京偉（2011）「蘭学資料の四字漢語についての考察—語構成パターンと語基の性質を中心に—」（『国立国語研究所論集』2）
- 蔣步青（1992）「陳述副詞「一円」の変遷について」（国語語彙史研究会編『国語語彙史の研究』12）和泉書院
- 鈴木則郎（1983）「いっしょうけんめい（一生懸命）いっしょけんめい（一所懸命）けんめい（懸命）」（佐藤喜代治『講座日本語の語彙』語誌 I）明治書院
- 鈴木則郎（1991）「『平家物語』における「一所懸命」の表現」（片野達郎編『日本文芸思潮論』桜楓社
- 張平（1993）「公家日記の漢語表現—「進退」「進止」を契機とする日中比較—」（『二松』第 7 集）二松学舎大学大学院文学研究科
- 陳力衛（2008）『日本の諺・中国の諺』明治書院
- 鳴海伸一（2006）「漢語「一所」の受容と意味変化」（『言語科学論集』10 号）東北大学文学部言語科学専攻
- 鳴海伸一（2007）「「一所懸命」から「一生懸命」へ」（『国語学研究』46）東北大学文学部『国語

学研究』刊行会

鳴海伸一（2008）「「一所」から「一緒」へ」（『文芸研究』165）日本文芸研究会

中田祝夫、峰岸明編（1977）『色葉字類抄研究並びに総合索引』風間書店

野村雅昭（1975）「四字漢語の構造」（国立国語研究所編『電子計算機による国語研究Ⅶ』）秀英出版

山田孝雄（1940）『國語の中に於ける漢語の研究』宝文館

山本真吾（2006）『平安鎌倉時代に於ける表白・願文の文体の研究』汲古書院

J・C・ヘボン『和英語林集成』復刻縮刷版（1980）講談社

経歴

鄭 艶飛（テイ エンヒ）

中国河北省出身

2007 年 7 月 四川大学外国語学部日本語学科卒業

2010 年 3 月 慶應義塾大学大学院文学研究科国語国文学専攻日本語教育学分野修士課程修了

2014 年 3 月 白百合女子大学大学院言語・文学専攻博士課程修了、博士（文学）学位取得
 博士学位論文題目は「日本語に於ける四字熟語化に関する研究—中古・中世の土地所有語彙を軸として—」

2014 年 5 月～2016 年 5 月 白百合女子大学国語国文学研究室 助手

2018 年 9 月～2019 年 5 月 二松学舎大学国際交流センター 非常勤講師

2019 年 7 月 河北民族師範学院外国語学部 専任講師 現在に至る。